

大学等研究者の転退職時の知的財産取扱いに関する検討会（第3回）

日時：令和7年3月4日（火）10時00分～11時30分

場所：WEB開催

出席：

【委員】

飯田委員、上原委員、上山委員、竹中委員、西村委員、渡部座長

【事務局】

奈須野事務局長、守山次長、山本参事官

1. 開会
2. 議事
 - (1) 事務局説明
 - (2) 意見交換
3. 閉会

○山本参事官 内閣府知的財産戦略推進事務局参事官の山本でございます。今から会議を開催させていただきます。

本検討会の会議は、原則として公開といたしまして、また、会議資料及び議事録は、一部の会議資料を除きまして、原則として会議開催後に公開することとしておりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

傍聴される方々におかれましては、カメラをオフにいただきまして、会議の様子のスクリーンショットや録音・録画は御遠慮くださいますようお願いいたします。

本日は、委員7名中、林委員を除きまして、6名の委員に御参加いただいております。誠にありがとうございます。

本検討会では、渡部俊也委員に座長をお願いしております。これからの議事の進行を渡部座長をお願いいたします。

渡部座長、何とぞよろしくをお願いいたします。

○渡部座長 おはようございます。ただいまから、第3回「大学等研究者の転退職時の知的財産取扱いに関する検討会」を開催いたします。本日は御多忙のところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、事務局から本日の会議資料の確認をお願いいたします。

○山本参事官 座長、ありがとうございます。

本日の資料は、資料1「議事次第」。

資料2「大学等研究者の転退職時の知的財産取扱いに関する検討状況について」。

資料3「大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針（案）」となります。

資料は、議事の進行に従いまして、画面に投映いたします。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。それでは、早速、議事に入らせていただきます。

初めに、事務局より資料2及び資料3についての御説明をお願いいたします。

○山本参事官 座長、ありがとうございます。

それでは、資料2から御説明をさせていただきます。

資料2のほうをお願いいたします。

資料2は、大学等研究者の転退職時の知的財産取扱いに関する検討状況ということで、委員の皆様から御指摘をいただきました点への対応の主要なものについてまとめております。

次のページをお願いいたします。

こちらは、検討会（第2回）における主な御指摘の内容となっております。

総論、留意事項など御指摘いただいておりますが、総論のほうでは、こちらにあるとおり、米国の調査結果を前回御説明いたしました。投資回収などの基準について米国のプラクティスとして行われておりますので、その点も織り込みながらメッセージを書かれるといいのではないかとというような御指摘ございました。また、次の下のところは、基本的な考え方とところで、サブタイトルなどもつけて、考え方を整理するというのもあるのではないかと。その下は、明確な契約合意を徹底することは大事ですねという話です。

留意事項のところにおきましては、まず、類型などを示しておりますが、そういったところでプロコンなども含めて明確に示せるといいのではないかと。あと、一つの類型として、権利の一部譲渡というところを示しておりましたけれども、事務作業が非常に複雑になる可能性がありますので、そういったリスクも認識した上で交渉する必要があるのではないかとという御指摘でした。

次のページをお願いいたします。

次のページは、留意事項の中で、チェックリスト・知財リストを提案させていただきましたけれども、こういった場面で使うのかという点への検討が必要なのではないかと。全ての案件に対して全留意事項を確認するというのは結構な手間になるのではないかとということで、管理能力、インセンティブ、コスト、リスクなども勘案しながら判断することが必要ではないかと御指摘がございました。また、チェックリストをどのような形でインプリメンテーションするのかという点にも御指摘がございました。あと、学生などをフェローとして雇って技術移転などのサポートをするのかどうか。

あと、留意事項のほうでは、研究データ・営業秘密、その他、著作権のところについても御指摘があったところがございます。

次のページをお願いいたします。

これら御指摘いただいた中で、大枠について対応状況をまとめております。最初にロードマップということで、実際に公表した後、どのような形で浸透、そして、普及させてい

くのかという点で、1つ御提案をさせていただきます。

検討会は、左側にあるとおり、第1回から第3回にわたり議論しており、検討会の検討結果は今月中に公表をしたいと思っております。ただ、公表して終了というわけではなくて、右にあるとおり、普及策としましてロードマップ（案）を考えております。3月に第1版ということで公表しまして、4月から約半年にかけて、普及、トライアル、現場意見の収集というようなプロセスを置きたいと思っております。

具体的には、下の2つ目の○のところにありますが、4月から9月までの半年間、指針の普及活動を進めるとともに、転退職が発生した大学においてトライアル的に使っていただくことで、実際にその現場での課題感などを把握できればと思っております。それにより半年以降、そのチェックリスト、知財リストなどの使い勝手について、アンケートや意見交換などにより情報収集をして、検証しまして、さらなる修正の要否を検討していきたいと考えております。こちらがインプリメンテーションということで、御指摘いただいたところへの一つの提案としてまとめております。

次のページをお願いいたします。

こちらは5つの類型を知財の取扱いとして示しておりましたが、その中でメリット・デメリットについて提示したらいいのではないかと御指摘への対応となります。

類型ごとに、こちらの表にあるとおり、メリット・デメリットを示しております。例えば権利譲渡においては、メリットとしては、転職前大学においては費用負担がないということになりまして、転職後大学のほうは知財の集約・管理が可能。一方、デメリットは、転職前大学は、渡してしまいますので、自身での知財管理が不可能になってしまっていて、転職後大学のほうでは費用負担が発生することになります。

そういう意味で、権利維持、類型2になりますが、こちらのほうのメリットとしては、先ほどのメリットの逆になるような形になりまして、転職前大学は自身で管理が可能、転職後大学は費用負担がないこととなり、何れを選択していくのかなというふうに考えております。

また、類型3のほうでは、一部譲渡ということになりますが、費用負担は軽減可能ですが、デメリットのほうでは手続が複雑化してことが考えられます。

あと、権利放棄、権利返還というところでは、費用の負担がない点、研究者は自分で社会実装を進めることができる点がありますが、自身の費用負担も発生するという点でメリット・デメリットを整理しております。

次のページをお願いいたします。

こちらは研究者の転退職時の知財の取扱いの対応の流れとなり、実際にこういった場面で留意事項を適用していくのかという点について御指摘いただいたことへの改善点となっております。

赤い四角で囲っているところが改善点となりますが、②の知財リストの作成の部分、③のチェックリスト使用要否判断というところ、④として各案件の取扱い案の決定というところ

ころになります。特に③のチェックリスト使用要否判断というところを新たに項目として追加しております。

まず、知財リストの作成の修正内容ですが、前回、転職前大学で知財リストをつくりまして、その知財リストの中にあらゆる情報を書き込んでいくこととしておりました。

スライド6を見ていただければと思います。

こちらのスライドに示しているとおり、知財リストの中でも、まず、優先して提示すべき項目を示しております。

具体的には、リスト中の左側の3つの項目、特許番号、ステータス、法定期限、そういった項目を示しながら、まずはこういった知的財産を研究者が持っているのか、関連した知的財産として有しているのかというところを明らかにしていくこととなります。この段階では留意事項の確認結果など、右の3つの欄は空欄のままという形にしております。

5ページに戻ってください。

こういった形で知財リストをまず用意して、研究者に関連する知財というものを明確にした上で、この2つ目のところになりますけれども、転職前大学と転職後大学の間でこの知財リストを共有して、記載する案件の情報について、交換をして、認識合わせをしていくということがございます。特許出願はされていないような、特許権がないような場合は以降の対応は不要ということですが、未出願案件があるかないかということも併せて確認をすべきとしております。

まずは、こういった形で案件に関しての情報交換を行った次には、チェックリストの使用要否判断ということになります。右側のほうに行きますと、転職前大学と転職後大学はそれぞれ、チェックリスト使用要否判断プロセスに入っていくということで、全ての案件に対してチェックリスト、要は、留意事項を検討していくべきかどうかというところの判断になります。

スライド8をお願いいたします。

スライド8が、チェックリスト使用要否判断プロセスということで設けさせていただきました。こちらに示しているとおり、チェックリストを転職前と転職後大学において、こういった形で判断していくのかということで、幾つかの観点を示しております。

最初に、要配慮要素ということで示しております。こちらは要配慮要素という場合に該当するかどうかということで、リスクの観点もございますが、関心を持って注意をしてチェックをしていく案件かどうか判断するような形になります。要配慮要素の例としては、スタートアップが設立されて、事業化されているとか、高額の実施料収入がある場合とか、発明者認定において争いがあるようなケース、また、海外に関連するようなケースなど、あと、両方が研究継続をするような場合、未出願案件があるような場合ということで、こういった形で関心を持って対応すべき場合には留意事項を全て確認していくプロセスが望ましいのではないかとということで、上のほうのフローに書いておりますが、こういった要素に該当する場合は「有」ということでチェックリストを使用する形にしております。

また、こういった要素に該当しないという場合においても、その下の緑色のところになりますが、管理能力の観点、コストとそのインセンティブの観点、そういったところを考慮して、チェックリストの使用可否を判断する形にしております。

管理能力の点では、右側の緑色の四角のところになりますけれども、管理体制というものは大学によって大きく異なる。そういった意味で、大学の管理能力に応じた対応が想定されるのではないかとということでございます。

また、コストとインセンティブというところにおいても、チェックリストの使用のコストとインセンティブを考慮しながら対応する。確認コストなどにもそれなりの時間もかかるということもございますので、そういったところも踏まえて、それが多いと案件として確認をすべきだろうということになればチェックリストを使用するということですが、不要ですということであればチェックリストを使用せずとする選択肢があり得るのかなと考えております。

下のほうの※にありますけれども、転職前大学と転職後大学の間には情報の非対称性というところもございますので、可能な範囲で転職前大学のほうは情報共有をしつつ、転職後大学は相手の立場も尊重して、誠実に協議をするということにも留意すべきというふうにも考えております。

それでは、5ページのほうに戻っていただければと思います。

こういう形でチェックリスト使用可否判断プロセスを置きまして、④各案件の取扱い案決定というところになります。転職前大学においては、知財リストに掲載された各案件の取扱い案を決定します。そして、転職前大学、転職後大学、両方でございますけれども、取扱い案を決定します。③で先ほどチェックリスト使用可否判断プロセスにおいて要と判断されたときには、チェックリストに記載された留意事項を確認して取扱い案を決定します。不要ということであれば、留意事項を参考にしながら取扱い案を決定するということで考えております。

こういった形で、各案件に対してメリハリをつけながら確認を行い、最終的には④の四角の下のところになりますけれども、②の知財リストに必要な応じて確認結果を追記・付記をするということでございます。

こちらはスライド7を御覧ください。

スライド7になりますけれども、こちらは知財リストのイメージとなりますが、先ほど各種案件に対して左側の3つの欄を示しておりましたが、チェックリストの確認が必要ということであれば、その情報をこちらの留意事項の確認結果欄に書き込みをして、判断を漏れなく行った上で、最終的に知財取扱い記入欄に最終的な知財の取扱いの内容を書き込むという形にしております。

こういった形で手続を、確認プロセスを進めていきながら、最終的には両者の間で合意をして、知財取扱いの内容に応じて実際にアクションを取っていく、という形に修正をしております。

それでは、9ページをお願いいたします。

以上が大きな修正点となっておりますけれども、今回提案したい主なポイントということでまとめております。

転職前大学と転職後大学とで転職する研究者の知財が把握できるように、今回は最初に、研究者の知財リストを作成して、両大学で共有すべきというふうにしております。そういった形で、まずは知財の内容について把握をした上で、チェックリストを用いて全留意事項を確認しない場合でも、両大学が関連する知財（案件）を全件把握して、最終的に各案件の知財取扱いを決定すべきというふうにしております。

次の黒丸のところになりますが、知財リストに掲載した案件のうち、チェックリストを使用する案件はメリハリをつけながら絞り込みを行って、効率的に作業を進めていくということでございます。

チェックリストの使用要否については、先ほど話しましたとおり、要配慮要素の観点、管理能力・コストとインセンティブの観点を考慮して進めていくこととなります。

それで、先ほども申しましたとおり、転職前大学と転職後大学の間では情報に格差があることを留意しつつ、最終的に両者の間で誠実に協議をするということにも留意をすべきというふうにしております。

次のページをお願いいたします。

以上となりますので、御議論いただきたいところということで、先ほどスライド5で提案した一連のプロセス、判断の知財取扱いのプロセスについて違和感がないかというところで、追加すべき、削除すべきプロセスがあるかどうかという点が一つ。

また、スライド8のチェックリスト使用要否判断プロセスというところで、幾つかの観点を示しておりましたけれども、そのほかの観点があるかどうかというところ。

あと、3つ目のところは、この後、御説明します指針（案）についても、お気づきの点があれば御指摘いただければということでございます。

そういうことで、続きまして、指針（案）について御説明をさせていただきます。

こちらが指針（案）になりますけれども、前回も素案ということで御説明をしたところではありますが、その内容から修正を行ったところについて黄色でハイライトした形で今回は御提案をさせていただきます。

中を御説明したいと思っておりますけれども、最初のところは「1. 課題認識」になりますけれども、ここの部分の修正は行っておりませんので、前回と同様でございます。

では、次のページのほうに行っていただければと思います。基本的な考え方のほうに行っていただけますでしょうか。

「2. 基本的な考え方」は、こちらにありますけれども、5類型示しておりますが、権利一部譲渡というところは、リスクの点もございまして、少し並びとして3番目のほうにしているところがございます。あと、黄色のその下のところに書いてありますが、転職時においては、研究成果を整理した上で知財取扱いを明確化することに加えて、特許だけ

ではなくて、データ、ノウハウ、著作物等についても明確化することが望まれますということで書き加えております。下の知財取扱いの類型になりますけれども、ここは先ほど御説明をしましており、メリットとデメリットを追記させていただきました。

次のページになりますが、基本的な考え方についてサブタイトルをつけたらどうかというような御指摘がございました。その点を反映しまして、本指針のスコープというところ、見出しをつけながら、あと、既存のガイドラインの関係性など、分かりやすく記載をしております。最後のところは、前回、まとめのところでも触れていた内容なのですが、目指したい実務運用ということで記載をしております。こういった知財の取扱いについて、内部規定で明文化し、また、事前に研究者にも御説明をしながら、最終的に契約なども締結していくような運用が望まれるのではないかと、ということに記載をしております。

次のページに行ってくださいまして、こちらは本編になりますけれども「3. 大学等研究者の転退職時の知財取扱いの留意事項」になりますが、こちらは前回の説明の内容と大きく変更したところが1つございます。その点は、米国の実務運用を最初に移したということでございます。こちらは黄色のところの2行目にありますけれども、研究者の流動性が高い米国の実務運用は参考になるところも多いということで、現在、欧州のほうも事案確認はしておりますが、そちらについては最終報告書（案）のほうで掲載したいと思っておりますが、米国のほうの内容について、まずはここで掲載をさせていただいております。

ですので「3.1 米国における大学等研究者の転退職時の知的財産の取扱い」ということで、実務運用について記載をしております。「米国の大学は」ということで黄色のところのところに書いてありますが、社会実装機会の最大化というところもありますし、投資回収できるものの観点もありまして、権利維持の運用がなされている点を記載をしております。

次のページに移りまして、こちらのほうでは、米国の大学においてAUTMというところが契約のひな形を出しておりますけれども、このIIAということで契約ひな形をこちらで掲載をしております。転退職に特化したものではないですが、このテンプレートを使って、大学間での契約を締結することが一般的ですので、そういったところの項目についても参考とさせていただきます。

次のページのほうに行ってくださいまして、IIAの契約テンプレートについて参考としたということもございますので、その内容について掲載をしております。出典元についても脚注で掲載をさせていただいております。

次のページに行きまして、今、申し上げたところが米国におけるプラクティスになりますけれども、それを参考にしまして、今回、知財取扱いの留意事項について提示をしております。（1）のところは留意事項一覧となりますけれども、転退職において、IIAテンプレートは、先ほど申し上げたとおり、転退職に特化したものでないですが、参考にしつつ、2つ目の○のところになりますけれども、国内の大学の産学連携関連の部門、知財部門などの皆さまと意見交換も踏まえながらまとめたということでございます。

次に行きまして、こちらのほうの留意事項については前回御説明の内容のものから変更

はございません。こちらは黄色のところにあるとおり、大学等の管理能力、管理コストを踏まえて、全ての留意事項を確認するのは、これが現実的ではない。そういった御意見もございませぬので、そういった当てはめるべきケースというものは考える必要があるのではないかと、後ほど御説明するチェックリストを当てはめる際の検討の要否というところで、先ほど説明した内容についても触れております。チェックリストについては、付録のほうに移しておりますということでございませぬ。

11ページ以降、留意事項について説明をしておりますが、ここも大きな変更はございませぬ。より説明を明確化するという趣旨で微修正を加えております。

下のほうに行ってくださいまして、このほうでは、未出願案件のところについては多少説明を加えたというところでございませぬ。

さらに下のほうに行ってくださいまして、主体面の留意事項というところで、学生についての留意点についてもこちらは追記をしております。

次のページになりますけれども、手続面での留意事項も記載をしまして、15ページのほうに行ってくださいたいのですが、最初にこういった留意事項をどういふふうなケースで当てはめて考えていくのかということになります。それで、こちらは対応の流れとなりますが、先ほどパワーポイントの形式の資料でも説明をしておりますが、そちらの内容をこちらに書き下しております。②のほうで知財リストを作成して、まずは案件レベルで両機関で情報交換をしていくお話で、下のほうに行ってくださいまして、16ページのほうにお願いします。

チェックリスト使用要否判断ということで書いておりますけれども、全ての案件にこの留意事項を当てはめるというのは理想的ですけれども、現実的に困難というところもございませぬので、要配慮要素、管理能力、コストとインセンティブの観点で、当てはめるべき案件というものはどういふものなのか選択する、判断をしていくというプロセスをここで記載をしております。

さらに下のほうに行ってくださいまして、あと、脚注19のところにありますけれども、米国では、学生をフェローとして使っているというサポート体制もあるので、そういったところも考え得るのではないかと、一つの考えとして提示をしております。

では、次のページのほうに行ってくださいまして、各案件の取扱い案決定ということで、こちらにも要否に応じてチェックリストを当てはめる場合、当てはめない場合、留意事項を参考にする場合。そういう形で場合分けをした対応について記載をしております。あとのところは、大きく変更はないところでございませぬ。

知財リストのほうに見ていただきまして、最初に、②で示していた知財リストは、こちらは必要最低限の情報として、左側の3項目について掲載をしているバージョンが提示しておす。下のほうの内容では、必要項目について、チェックリストで要という場合と不要という場合で、案件の内容に差を設けるような形で記載をして、最終的に右側の取扱い記入欄というところには情報を記載していただくという形でまとめております。

以上になりまして、あとのところは大きな修正はなく、出典元を記載しております。

あと、データ・ノウハウの取扱いになりますが、政府の過去の報告内容あり、データについては研究者、ノウハウ・著作権・有形資産については大学が主に管理することが示されているということですが、脚注24にあるとおり、一部のデータについて、医療データ等については大学が組織として管理すべきという考え方もあるということを示しております。

下の21ページのほうに行きまして、ここからは好事例・課題事例ということになりますけれども、前回と内容について変更はございません。

下のほうに行きまして「4. まとめ」というところになりますけれども、先ほど基本的な考え方のところでも示していた内容を再度掲載しております。研究者にはあらかじめ説明をすとか、あとは適切なタイミングで確認・協議し、必要に応じて契約を締結するというところでございます。

後のほうは付録ということで、参考資料を掲載しております。実際の知財取扱いのケースということで、図式した内容のものをこちらには掲載しております、さらに下のほうに行ってくださいまして、先ほど御説明したチェックリストの内容、下のほうに行ってくださいまして、職務発明制度です。主要国の職務発明制度の内容で、下のほうに行ってくださいまして、あと、米国の転退職時の知財の取扱いということで、先ほど簡易的に触れてはおりますけれども、前回御説明をした内容のものをフルバージョンで載せております。欧州の場合も、こちらのほうで掲載をしていきたいと思っています。

さらに行きまして、国外大学と知財取扱い、経済安全保障上の留意事項ということで掲載しております、また一つの事例を最後のページに掲載しております。

以上が主な修正点の内容となっております。

事務局からの説明は以上とさせていただきます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明のありました内容につきまして、委員の皆様方から御意見をいただきたいと存じます。

こちらから五十音順で指名させていただきますので、お一人当たり5分程度で最初は御発言をいただければと思います。

まず、飯田委員、お願いいたします。

○飯田委員 ありがとうございます。まず前回会議や事前レクでの各種指摘事項を踏まえて御修正いただいたことを改めて御礼申し上げます。

基本的に内容に異存はないのですが、2点確認させてください。

まず、資料2の8ページにありますチェックリスト使用要否判断プロセスについて確認をさせていただきたい点がございます。『管理能力の観点を考慮しながらチェックリストの使用要否を判断する』とあるのですが、管理能力というと、一般的には管理をするときの知識とかスキルという意味になるかと思うのですが、ここで表現したいのは、そうではな

くキャパシティーを指していると理解しました。そこで、管理能力という言葉よりですと誤解を招きかねないので、できれば、キャパシティーとか管理を行うリソース等、適切な表現にした方がいいのではと考えました。

もう一点は、同ページに「インセンティブ」についてです。これは、下のところに表現されている、対象となる知財の活用期待度や社会実装期待度と理解しているのですけれども、左側の「要配慮要素」に、事業化されている場合等、インセンティブ的な要素が書かれているので、それとの違いを確認させていただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。後ほど、また事務局からコメントいただければと思います。

続きまして、上原委員、お願いいたします。

○上原委員 御説明、どうもありがとうございます。前回の案に比べまして、非常に取っつきやすいと言ったら変な言い方ですけども、まず手始めにこのチェックリストを活用しようという動機が入りやすい形になっており、非常に改善されたと思います。

その上で、まず、このチェックリストの使用要否を判断するプロセスにもう少し考慮すべき点があると思います。これは本文をよく読むと書いてあるのですけれども、やはりこの特許が、それぞれの特許が単願であるのか、あるいは共願者がいるのかどうかで、実際にこの譲渡等を行っていく上での手続あるいは交渉が、共願特許の場合は複雑になっていきますので、その情報というものは、まず、この転職前と転職後の大学で協議を進めるかどうかの判断基準の中に入っていくのではないかと思います。

あとは、これも書いてあると思うのですけれども、特定の企業に既に独占的通常実施権を与えている場合です。この場合も軽々に譲渡というものはできませんし、場合によっては譲渡そのものできない場合も出てきますので、この共願の有無と、独占的通常実施権の有無については、できるだけ早い時期に転職前と転職後の大学のほうで情報共有をされて、その上で協議に進むかどうかということ判断していただければと思います。

あと、もう一つは、こういったことをやっていくということにプラスして、発明者である研究者のほうもよく理解して、できれば研究者御自身でも最初に見せていただいた非常に単純なリストだけでも自分でちゃんと管理できるような、そういったリテラシー向上というところも今回併せて進めていければよいのかなと思っております。

私からは以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、上山委員、お願いいたします。

○上山委員 ありがとうございます。今回の提示のあった論点で基本的には結構だと思っております。事務方にも言いましたけれども、我が国のように、研究者の大学間の移動が非常に少ない状況において、このようなガイドラインをどういうポリシーポジティブとして使っていくのかということが決定的に重要だと思います。

研究者の移動をむしろ促進させていくためなのか、あるいは他の様々なアクター間ごとのライセンスの共有あるいは移動ということを促進していくのか。このところに、基本的にはポリシーのところに関わっていくということですので、まず、どういう対象に対してこれを働きかけるのか。聞いているところだとRU11と聞いていますし、あるいはJ-PEAKS、国際卓越大学というところが中心になっていくかもしれませんが、それをどのように改修をして、次のステップにこのガイドラインをつなげていくのかということが重要だと思っております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

竹中委員、お願いいたします。

○竹中委員 ありがとうございます。私のほうも、事前レクと今まで2回の委員会での意見を反映させていただきましてありがとうございます。意見の細部まで全て織り込んでいただきまして、とてもすばらしい内容になっているなというふうに思っています。

あと、ロードマップということで、プロセスを経て使用状況ですとか使用の可否なども明確化していった最終的なものにしていくというアプローチもとてもいいと思いました。それで、実際にはほかの委員の方々のように私自身は大学で知財のマネジメントをしているわけではないので、どのぐらい、このガイドラインの中の表等が使われていくのかなというところは非常に興味深いなと思いました。

今、上山委員のほうから御指摘がありましたように、日本ではあまり移動する研究者が少ないということで、アメリカと違うのだなというふうに思いました。アメリカの場合は、教員だけではなくて、世界各国からビジティングスカラーとかビジティングリサーチャーを受けていれているので、研究所へ出入りが非常に多くなっています。ビジティングという形式で日本に研究に来る方もこれから増えるかと思しますので、せっかくなつくたガイドラインなので、このような研究者の移動についても活用してもらえればというふうに思っています。

その意味では、これからロードマップということで、修正を加えて最終案になった場合には、例えばテクノロジースタートアップのような、大学以外の機関、そして、大企業のように特許を管理する担当者がいないような中小企業にも、せっかくこんなにもいいものができたので、利用を拡大していけばいいのではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、最後に、西村委員ですね。

○西村委員 ありがとうございます。私は全ての委員の皆さんと同じで、本当にとってもいいものができたと思います。

私の立ち位置は、地方大学から見てこれをどう考えるかを意識して発言してきましたが、その視点から見ると、ロードマップで書かれている運用がとても重要になると思います。

特に運用にあたっては各大学による知財リストを作成する力に差があることへの意識が必要だと思います。私は幾つかの大学に関わっており、その経験から、地方大学での知財管理にはいろいろなレベルがあると感じています。例えば、知財リストの作成が問題なくできる大学と、できなくはないが困難を感じる大学があると思います。つまり、知財を分類わけしてリスト化することに難しさを感じる大学があるように思います。例えば、知財管理を事務方がやっているようなところです。このため、特に地方大学に対しては、知財の管理体制が十分ではないとの前提で、講習会、研修会を丁寧に行っていただくのが良いと思います。

先ほどの発言にもあったように、特許のリスト化を事務に任せるのではなくて、研究者個人が自分の知財をリスト化しておくことも望ましいと思うので、例えば、研究者であれば自分の知財は自らがリスト化すべきなどの啓蒙活動も併せて行うのも良いと思います。地方大学では若手の人材の横移動が割と起こっています。例えば三重大学に別の地方大学から准教授クラスが移動してくることもあるので、言い方は悪いけれども、知財の管理体制が十分ではない大学同士が知財リストを交換する可能性もある。このようなケースでは、互いに知財に関する認識が十分でない、将来発展する可能性がある知財が毀損してしまうことが気になるところです。その意味でも、知財の管理体制が十分ではない大学に向けた、丁寧な研修といえますか、啓蒙活動のようなこともお願いしたいと思います。最後はお願いということでは言わせていただきました。

以上になります。

○渡部座長 ありがとうございます。一通りお伺いしたかと思いますが、最初に飯田委員が御指摘の言葉ですね。管理能力というものは能力そのものを言っているのではなくて、リソースだとかキャパだとか、そういうことを言っているのだという意味では、私も多分、発言の中で管理能力と言ったのはそういう意味で使っていますので、少しほかの言葉もそういう意味ではチェックしておいたほうがよいかというふうに思いました。

それから、もう一つ、今回、これで一通りのプロセスにおいて、どこでどういうふうにするかということも含めて検討はされたと思うのですが、実際に事例を当てはめてみたときにどうなるかというのは、今後、試行期間の中でやったほうがいいのか。そもそも、この話が発端になったのは元理研の高橋先生の裁定請求事件だったと思いますけれども、では、あのときにどこの場面でこれが行われたのかとか、あるいはそのときにどういう違う結果が得られたのかとか、そういうようなことも含めて、この先、少し事例の当てはめをしてみたほうがいいのかと思いました。

それから、竹中委員からのビジターズの話とか、これも外に広げていく話は、これは後でもし時間があれば少し、私も感じているところがありますので、コメントしたいと思います。

そういうことで、ここまでの話で事務局からコメントがありましたらお願いいたします。
○山本参事官 どうもありがとうございます。皆様のほうから丁寧に色々なコメントをい

ただきまして誠にありがとうございます。全体についてのお話と、フローとカリストについての御指摘がございました。

まず、全体について、上山先生、西村先生のほうからございましたけれども、今回の成果物をどのように利用していくのか、政策的な意味づけをどうしていくのかということで御指摘をいただきました。現在、大学間等の移動については、米国に比べるとそう多くはないということでもありますけれども、統計上は増加傾向にあるという意味では、今後、こういったリストを使いながら確認をしていくというシチュエーションは増えてくるのかなと思います。その意味で、今回はリスク対応的な観点で、移動があったときに慌てないように、まずはこういった一つの基本的な認識を各大学が持ち合わせて、対応に不自由がないような形でしていくという部分で、底上げ的なところの観点を盛り込みながら対応してきたところでございます。そういう意味で、西村先生のおっしゃられるように、地方大学の皆さんのほうにも研修会等をということもございましたが、しっかりとこういった考え方を浸透させるべく、事務局のほうで対応していきたいと思っております。

この点を踏まえながら、研究者の転退職の認識がしっかりと浸透されてきているような状況の中で、研究者の移動を伴うことによってどういうことを実現していくのか、イノベーションの創出にどういうふうに政策的に意味づけをしていくのかというところの議論を併せて進めていくということも忘れてはいけないと思います。今後の半年間、トライアルを進めていく中でも、そういった政策的な部分の意味づけについても、情報も収集しながら、現場感覚なども把握していければというふうに思っております。

ほかに、スタートアップにも普及をしていくといいのではないかとということについては、そのようにさせていただきたいと思っております。

あと、飯田委員のほうから御指摘がありましたけれども、管理能力のところは先ほど座長が御指摘したとおりに思っております。インセンティブのところは、まだ将来的な見込みが見えないような場合でも、更なるアクションを取るのかどうかというところで、かなり前段階での考え方なのかと考えております。要配慮要素のほうは、ある程度、結果が見えてきている場面における判断材料になってくるのかなというような感覚は持っておりましたけれども、改めて御指摘を受けたところもございますので、整理したいと思っております。

あと、上原先生のほうからも、リストの交換時においては、単願、共願、独占実施権などの部分も見たほうがいいのではないかとことごとございますので、おっしゃられるとおりにかなというふうにも思いますので、追記を検討できればとは思っております。

以上、簡単ではありますが、事務局のほうからのコメントとさせていただきます。
○渡部座長 ありがとうございます。

では、今のコメントも踏まえ、もし追加の御意見がございましたらいただければと思います。こちらはどなたからでも結構ですので、手を挙げていただくか、お知らせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。特に今回の内容についてはよろしいでしょうか。

もしそういうことであれば、先ほどコメントしかかったのですが、竹中委員がおっしゃったビジターなども、かなり長期のビジターというものもあって、それは実際はアメリカの大学ではビジターズファシリテーションに関するIPの規定とか、そこまでかなり整備がされているのです。

ちょうど1月にハーバードのコンプライアンスオフィサーが別の会議で来られたときに、日本でビジターのところまできちんとやっているところが恐らくあまりないと思うので、授業で話をしてもらいました。それで、私の授業で、英語の授業なものですから、留学生がたくさん、アメリカ人からヨーロッパから、いろいろな人がいるところで授業をするわけですが、やはりアメリカの大学はかなり機関に帰属させるということをビジターに対しても要求するのです。それはそれで首尾一貫しているわけですが、授業を聞いていた留学生とか、留学生といっても結構、社会人経験がある人がいるのですけれども、ちょっと息苦しいという意見があって、日本の場合は、今回のこの議論も、スタートアップを創出するという観点を少し強く背景として、せつかくの知財がスタートアップできるようにというところはやはりベースにあると思うのですけれども、必ずしもアメリカのそういうビジターも含めて、かなり機関が帰属を要求するという形が本当にいいのかどうかもこの先は議論して、実はカナダはちょっと違う形の大学があって、ウォータールーの例がありましたけれども、そこはもうちょっと柔軟なのですよ。だから、今回の場合は、そういう意味では日本の立ち位置というものはアメリカよりやや流動性に対して、あるいは行く先のスタートアップに対して補助するような位置づけにあるのかなというふうに思っています。

それから、この話は最後、大企業も結局、今は結構、転退職が増えているのです。これはまた別のお座敷でやるべきかと思えますけれども、そうしたときに何が起きているかというと、企業でやった研究がその企業で事業化しなかった場合で、その特許を使って自分は起業したいというケースが結構あるのです。そのときに、今、ポリシーとしては、例えば製薬メーカーの、武田さんなどがそうなのですけれども、かなりハーバードの試験用法を出す方向で知財を使って、会社が実用化しないものについてはスピンオフを奨励するといいますか、それがやりやすい方向でマネジメントしている会社もあるのですけれども、やはりそれができない会社と苦手な会社はありまして、具体的には、会社で事業化をしないものについては、特許は取れていても、あるいは研究者がそれを使って事業化したいと言ってもオーケーをするということをしたりとか、あるいは少なくとも研究者が使うと言っても、ETで処理をするということはないで、何億円払わない限りは使わせないと思うのです。ただ、そういう問題はやはり大きいと思います。

日本の場合は、スタートアップ新法はまず大学とかからスタートしてきて、ここまでやってきたわけですが、それなりにスタートアップして起業する会社が多くなってきたと思いますが、日本の時価総額に対して大学発のスタートアップだと、それほどまだ比

率としては数%っていないと思います。20%ぐらいです。アメリカと決定的に違うのは、やはり大企業からのスピノフが圧倒的にアメリカの場合は多いので、それは今後、すごく重要な課題になって、今までは退職流動性は大企業の場合はあまりなかった、そういうことは目立たなかったかもしれないのですけれども、それだけのポテンシャルは実際は日本の場合はあると思いますので、ここは今回の議論がエコシステムにおける新しい産業の担い手、あるいはスタートアップにできるだけ使いやすいようにということが一般論であるとすれば、大学間のスピノフだけではなくて、企業からのスピノフにおいても同様の議論が必要になるのではないかというふうに思います。

ちょうどJIPAがスタートアップを非常に政策的に取り上げようとして競合になったイベントをやるみたいなのですけれども、私も行ってみようと思うのですけれども、そういう論点もあるのではないかなというふうに付け加える次第でございます。

何か、もしございましたら、今後のことに関しましてもいただければと思いますが、時間的には極めて残っていますので、何とぞ御自由にどうぞ。

ございませんでしょうか。よろしいですか。

では、これでクローズさせていただいてよろしいでしょうか。

本日の議論を踏まえまして、それほど大きな修正はなかったと思いますので、この知財取扱い指針については、先ほど御指摘いただいた点を修正していただきたいと思います。

最終的な文案につきましては、私のほうで座長として一任をいただくという形で進めてまいりたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

とても時間が余っていますけれども、終わりでよろしいですか。

では、そのような進め方で閉会とさせていただきますが、最後に奈須野事務局長より総括をお願いできればと思います。

○奈須野事務局長 知財事務局長の奈須野でございます。今日は、毎度のことではありますけれども、活発な御議論をいただきましてありがとうございます。今日いただきました御指摘を踏まえまして若干修正させていただきます、その上で普及とトライアルに移らせていただきたいと思います。

また、今日御説明したように、半年ぐらい普及とトライアル活動をやってみて、その結果をフィードバックしてもらいながら、指針について改訂が必要かどうか、あるいは新たな資料が必要かどうかは考えていきたいと思います。

議論の中で、上山先生から、この指針の活用の意図と伺いますか、何を目指していくのかという御指摘がありましたので、私の考えを少しお話させていただきたいと思います。

この指針自体は、渡部先生からも御紹介がありましておとり、理研におられた高橋先生がスタートアップを自ら起こすときに特許権を譲渡されず、通常実施権も許諾されなかったことでトラブルになったのを一つのきっかけにして、こういったトラブルを未然に防ぐというリスク回避的な観点から始めたものでございます。

そうはいつでも、この指針の射程は、単にリスクを回避するだけではありません。自由な研究を行って、その成果が社会実装されることが一番良いことなのだ。このために、研究者は研究環境の優れた大学、あるいは社会実装の環境の優れた大学を選んでいく。そして、良い条件を提供する大学あるいは研究機関に優れた人材が移動することで、経済学的には「足による投票」になるのでしょうかけれども、大学や国研間の研究や社会実装に向けての競争を促す。これが究極の価値観としてのゴールとっております。

指針自体はニュートラルなものなので、直ちにそれが実現するわけではありませんけれども、この指針がきちんと使われることで、知財が邪魔をして好きな大学に転じられないことがないようにする。あっちのほうの研究環境はいいのに、社会実装に向けてのサポートが手厚いのに、知財が邪魔になって移れない、あるいは起業できない。こういうことがないようにしたいということでございます。

直ちにそれが実現するかというと、ちょっと時間はかかるものではありますけれども、ひとまずはこの大学あるいは国研間、スタートアップ間の人材の流動性を高めるために、これを活用していきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。御多忙のところ、大変ありがとうございました。